平成２６年（フ）第８９号
山口県防府市大字台道6249番地
債務者　中川　勝統
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
愛知県一宮市貴船２丁目７番27号
債務者　竹内　太介
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５３号
岐阜県加茂郡川辺町比久見539番地３　エバーグレイス101号、前住所岐阜県可児市広見2161番地５
債務者　植田　謙藏
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　典高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３７３５号
大阪府寝屋川市楠根南町２番11号
債務者　迫留いずみ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１３号
名古屋市中区丸の内３丁目23番23号　リエトコート丸の内1105号
債務者　持永　祐子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　孝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後３時25分
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９１号
兵庫県西宮市山口町名来１丁目15番24―101号、前住所兵庫県神戸市北区菖蒲が丘２丁目11番地の50
債務者　吉岡　和之
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６２号
静岡市葵区通車町６番地の13
債務者　松村　大輔
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２号
宮城県登米市中田町宝江新井田字神畑69番地1
債務者　渡邊　義則
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第４０号
秋田県湯沢市西新町７番20号　サンライトコーポラス１号
債務者　佐藤　　久
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１８２号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の1　103
債務者　落合　由佳
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
大分県日田市東町４番５号
債務者　穴井　孝也
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第３２８０号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番１―504号
債務者　藪田　竜一
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３７号
大阪府豊中市熊野町１丁目７番28―405号
債務者　松崎佐智子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―929号
債務者　田中　　登
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７７号
大阪市西成区山王３丁目14番８号　マンションポパイⅣ203号
債務者　稲見　清茂
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９４号
大阪市西成区岸里３丁目８番29号グランソシエ岸里Ⅲ502号
債務者　近　　隆幸
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３５号
大阪市住吉区山之内２丁目４番17―303号
債務者　冨永　竜司（旧姓堂下）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部